

加賀市健康福祉審議会 高齢者分科会

【平成 26 年度活動報告について】

- 第 1 回健康福祉審議会高齢者分科会（平成 26 年 5 月 29 日）
報告内容：1.平成 25 年度高齢者お達者プランの報告について
 (1)介護保険事業計画の実績について
 (2)高齢者福祉計画の事業実績について
審議内容：2.介護予防・日常生活支援総合事業に係るアンケート結果について
審議内容：3.高齢者お達者プラン（第 6 期加賀市介護保険事業計画）について
- 第 2 回健康福祉審議会高齢者分科会（平成 26 年 7 月 31 日）
審議内容：1.高齢者お達者プランの策定状況について
 (1)高齢者向けサービスの供給量及び提供意向把握調査について
 (2)次期制度改正の概要と地域包括ケアビジョンについて
審議内容：2.介護予防・日常生活支援総合事業について
 (1)方向性について
 (2)介護予防の試行事業について
 (3)地域コーディネーターの試行事業について
審議内容：3.介護支援ボランティア制度について
報告内容：4.高齢者お達者プラン策定に係る諮問について
- 第 3 回健康福祉審議会高齢者分科会（平成 26 年 10 月 2 日）
審議内容：1.高齢者お達者プランの策定状況について
 (1)超高齢社会に関する市民意識調査
 (2)在宅サービス利用家族調査
 (3)在宅高齢者聞き取り調査
 (4)高齢者向けサービスの供給量等把握調査
審議内容：2.高齢者お達者プランの策定体系について
審議内容：3.包括支援センターのあり方について
- 第 4 回健康福祉審議会高齢者分科会（平成 26 年 11 月 13 日）
審議内容：1.包括支援センターのあり方について
審議内容：2.地域包括ケアビジョンについて
審議内容：3.認知症ケアパスについて
審議内容：4.医療と介護の連携について
審議内容：5.事業評価について
- 第 5 回健康福祉審議会高齢者分科会（平成 26 年 12 月 25 日）
審議内容：1.条例制定について
審議内容：2.第 6 期計画以降の整備方針について
審議内容：3.高齢者お達者プラン（案）について
審議内容：4.地域包括支援センターのあり方について
- 第 6 回健康福祉審議会高齢者分科会（平成 27 年 2 月 3 日）
審議内容：1.サービス見込量と介護保険料について
審議内容：2.高齢者お達者プラン（案）の修正について
諮問内容：3.高齢者お達者プラン（案）の答申について

【資料等】

加賀市健康福祉審議会 高齢者分科会

【計画の重点事項と平成 27 年度の取り組みについて】

高齢者が住みなれた地域で支え合いながら、その人らしく、自立した暮らしを継続できる社会を実現することを基本理念に、「本人主体」や「住民主体」を重視した地域包括ケアビジョンの方向性を取り入れた高齢者施策の取り組みを行います。

(1) 健康づくりと社会活動の推進

健康づくり施策と連動するとともに、認知症や筋骨格系疾患等への早期の対応による改善・悪化防止対策の一環として、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、身近な場所での生活機能改善の活動や社会参加の場づくりに取り組みます。また、社会貢献活動や生涯学習、趣味活動などを通じた生きがいづくりを推進します。

(2) 自己決定と継続の支援

様々な活動の参加につなげるため、健康づくりや介護予防の取り組みなど必要な方に必要な情報の提供が出来る仕組みづくりや介護予防につながるツールの作成を検討します。

成年後見センターと連携し、高齢者の契約行為や財産管理への支援等、権利擁護の推進に取り組みます。また、介護が必要になったとしても、専門職だけではなく地域の支援者とともに地域ケア会議を開催し、本人の望む暮らしの実現に向けた支援を行います。

(3) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、総合相談、課題把握・分析、関係機関との連絡調整等のネットワーク形成など、高齢者を取り巻く環境全般に対する支援が期待されています。これまでの直営 1ヶ所から、地域特性に応じた対応を行うため、地区単位に地域包括支援センター機能を切り出し、包括機能の地域分散化により地区単位の課題や資源、地域ケア会議を活用した地域づくりを進めます。

(4) 認知症の理解と支援体制の充実

認知症に対する早期対応の仕組みづくりが重要であり、認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームによる早期診断、早期支援など認知症ケアパスの構築に向けた取り組みを進めていきます。

(5) 24時間365日の地域生活を支えるための基盤整備

住みなれた地域での生活を継続するために、生活の基盤となる住まいを確保するだけでなく、緊急時の連絡体制、住まいからの外出の支援、医療や介護サービスなど様々な在宅生活を支える支援を一体的に受けることができる環境が必要であり、各地域に必要なさまざまなサービスを見込み、地域生活を支える体制づくりに取り組んでいきます。

(6) 在宅医療・介護連携の推進

在宅生活を続けるためには、それを支える「医療」と「介護」が切れ目なく提供されることが必須であり、訪問診療をはじめとする在宅療養の支援体制を強化するとともに、「医療」と「介護」の連携の推進に取り組みます。

(7) 安心安全の確保

急病や虐待、災害などの緊急時にも高齢者の身の安全を守れるよう、一時的に避難できる体制や見守り体制の構築を推進します。

(8) 多様な生活支援の充実

生活支援が必要な高齢者の調整役として、地域福祉コーディネーターの配置を検討します。また、個々のニーズに対応できるよう、福祉サービスの見直しや拡充を行います。

(9) 住民主体の活動の支援

地域の現状を地域が理解し、自身のこととして捉え、現状から見えてくる課題を共有する場が必要です。課題に対し地域として取り組む中で、住民一人一人の役割として自らに何ができるのかを考え行動することが大切です。個々の行動が積み重なることで地域としての支援体制が構築されます。住民が主役の地域づくりについて、行政・事業者・住民が共に考えることができる体制を推進していきます。

【資料等】 高齢者お達者プラン（概要版）

